

下記の図で扶養親族等申告書の提出が必要かご判断ください。

扶養親族等申告書を提出すると
老齢年金受給の際に該当する所得控除が受けられます。

(1)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親^(※1)に該当
しますか？

該当する

提出が必要

提出することで、受給されている老齢年金から徴収される所得税や翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。

※前年申告からの変更がない場合も、該当する控除を受けるには、毎年提出が必要です。

(2)所得控除の対象となる
配偶者または扶養親族^(※2)
がいますか？

いる

(3)扶養している配偶者または
扶養親族に退職手当を
受ける見込みの方^(※3)
がいますか？

いる

提出は電子申請が便利です。

スマートフォン等で電子申請すれば紙の提出は不要です。^(※4)

提出が不要^(※5)

前年に申告書を提出している場合でも、提出は不要です。

同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。必要はありません。

※1:障害者、寡婦・ひとり親の要件については、機構ホームページ内に掲載しています。

※2:年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3:退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4:紙の申告書を複数回提出した場合や、電子申請により申告書を複数回提出した場合は、最後に提出した申告書に基づいて課税計算を行います。

電子申請と紙の両方の申告書を提出した場合、原則として、電子申請で提出した申告書に基づいて課税計算を行います。後日、申告内容について、確認の連絡をさせていただく場合があります。

※5:提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除は受けることができ、所得税の税率は5.105%です。